

ボートレース下関
レジャー・スポーツゾーン整備事業
実施方針

令和7年（2025年）5月
下関市ボートレース企業局

目 次

1	事業内容に関する事項	1
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
4	立地並びに規模及び配置に関する事項	14
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	14
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	15
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
8	その他事業の実施に関する必要な事項	16
資料 1	リスク分担表	17
資料 2	配置図	

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

【屋内施設】

レジャープールエリア、一般プールエリア、プール用更衣エリア、運動場用更衣エリア、トレーニングエリア、共用エリア、管理エリア

【屋外施設】

運動場エリア（フットサルコート、ピククルボールコート、バスケットボールコート（3×3）、スケートボード場・多目的コート）、駐車場エリア、外構エリア

(3) 公共施設の管理者の名称

下関市ボートレース事業管理者 田中 康弘

(4) 事業の目的

ボートレース下関は、平成 29 年（2017 年）度からナイター専用ボートレース場に移行し、電話投票の拡大と相まって順調に売上げを伸ばしている。一方で、ボートレース場の来場者は減少している中、持続可能なボートレース場の運営を目指しており、地域とのつながりを持ち、地域と共生する集いの場としてボートレース場のパーク化を推進するため、令和 4 年度に基本計画の検討を行い、ボートレース下関リニューアル事業として計画をまとめた。

本事業は、パーク化の一環として長府扇町第 1 運動場をレジャー・スポーツゾーンとして整備することにより、ボートレースファンや市民・観光客等多くの人が訪れ、ボートレースとともに楽しむことができ、さらにスポーツイベントや文化行事等、多目的に利用できる施設としての魅力を併せ持ったレジャー・スポーツ施設の実現を目指すものである。

(5) 本事業の整備方針

本事業の整備方針は以下のとおりである。

ア 地域貢献

市民の健康増進に資するため、余暇を楽しく過ごせる施設を整備するとともに市のスポーツ振興に寄与する。

イ ボートレース下関の認知度及びイメージ向上

本施設の利用を通じて、多くの市民や観光客がボートレース下関を知る機会を創出し、ボートレースのイメージアップを図る。

市内外から多くの人が訪れたくなる、レジャー施設としての集客力や魅力を備えた施設とする。

ウ 安全・安心・快適な施設

本施設の利用者の安全・安心を第一とし、民間事業者の知見やノウハウを活用することにより、訪れる人々にとって魅力的で過ごしやすく、何度も訪れたくなる施設運営を展開する。

エ 環境に配慮した効率的な施設

本施設は、脱炭素化の省エネ技術を積極的に取り入れた環境配慮型の施設とし、コストを抑え、維持管理性に優れた効率的な施設とする。

(6) 事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等

本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令、条例、規則、要綱、指針、各種基準等を遵守するものとし、最新のものを適用する。

なお、詳細は要求水準書に示す。

(7) 事業の範囲

ア 統括管理業務

イ 設計業務

ウ 解体業務

エ 建設業務

オ 工事監理業務

カ 運營業務

キ 維持管理業務

(8) 事業方式

本事業は、DBO 方式で実施する。

なお、運営・維持管理業務については、本施設は地方自治法で規定する公の施設ではないため、業務委託で実施するものとする。

(9) 自主提案事業

事業者は、本施設の建物又は土地を活用し、本事業の運営・維持管理業務に支障のない範囲で、プール関連用品販売、定期的なマルシェや健康を促進する講習会の開催等の自主提案事業を実施することができる。

実施にあたっては、下関市ボートレース企業局会計規程（平成 26 年 4 月 1 日競艇企業局規程第 15 号）に基づき、事業者は行政財産の目的外使用の許可を受けるものとする。当該使用許可の申請者は、代表企業又は構成企業とする。

(10) 事業者の収入

ア 市からのサービス対価

(ア)設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務

市は、設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用を事業契約書に基づき、事業者に支払う。

設計業務、解体業務に係る対価は各業務完了年度に、建設業務及び工事監理業務に係る対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定しており、詳細は入札公告時に示す。

(イ)運営業務及び維持管理業務

市は、運営業務、維持管理業務に係る費用を事業契約書に基づき、事業者に支払う。

運営業務、維持管理業務に係る対価は市が事業者に対し、事業契約書締結後から事業期間終了時までの間、毎年度一定額を平準化して定期的に支払うことを想定しており、詳細は入札公告時に示す。

(ウ)統括管理業務

市は、統括管理業務に係る費用を事業契約書に基づき、事業者に支払う。

統括管理業務に係る対価は市が事業者に対し、事業契約書締結後から事業期間終了時までの間、毎年度一定額を平準化して定期的に支払うことを想定しており、詳細は入札公告時に示す。

イ その他の収入

事業者は、自主提案事業によって得られる収入を、自らの収入とすることができる。

(11) 市の収入

ア 本施設の利用料金

事業者は、本施設の利用料金の徴収代行を行い、市に納付する。

イ 自主提案事業に係る使用料

事業者は、自主提案事業に係る施設の使用料を市に支払う。使用料は市行政財産使用料条例（平成 17 年 2 月 13 日市条例第 91 号）による。

(12) 事業スケジュール

本事業は、基本契約締結日から令和 26 年（2044 年）3 月 31 日までを事業期間とする。事業スケジュールは以下のとおり予定する。

項目	日程
基本協定の締結	令和 8 年（2026 年）2 月
基本契約の締結	令和 8 年（2026 年）3 月
設計・建設工事期間	契約締結日～令和 11 年（2029 年）1 月 31 日
本施設の運用開始日	令和 11 年（2029 年）3 月 3 日
事業終了	令和 26 年（2044 年）3 月 31 日

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、入札価格に加え、設計に関する能力、建設・工事監理に関する能力、運営・維持管理等に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式とする。

(2) 選定の手順及びスケジュール

本事業の選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

実施事項	日程
実施方針等の公表	令和7年（2025年）5月7日（水）
実施方針等に関する質問・意見の受付の締め切り	令和7年（2025年）5月16日（金）
実施方針等に関する質問の回答公表	令和7年（2025年）6月11日（水）まで
入札公告、入札説明書等の公表	令和7年（2025年）8月中旬
入札説明書等に関する質問の受付の締め切り	令和7年（2025年）8月下旬
入札説明書等に関する説明会	令和7年（2025年）8月
入札説明書等に関する質問の回答公表	令和7年（2025年）9月中旬まで
入札説明書等に関する個別対話の実施（2回程度を予定）	令和7年（2025年）9月～11月
参加表明及び資格審査書類の受付の締め切り	令和7年（2025年）10月上旬
参加資格確認結果の通知	令和7年（2025年）10月下旬
提案書の受付、締め切り	令和8年（2026年）1月中旬
提案書のプレゼンテーション	令和8年（2026年）2月中旬
落札者の決定	令和8年（2026年）2月下旬
基本協定の締結	令和8年（2026年）2月
基本契約の締結	令和8年（2026年）3月

(3) 応募手続等

ア 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答

市が公表する実施方針等に関する質問・意見は、様式1により、以下のとおり受け付ける。

(ア)受付期間

令和7年（2025年）5月8日（木）～5月16日（金）午後5時必着

(イ)提出方法

質問・意見の提出方法は、添付の様式1に記入の上、電子メールにより、8（5）に示す実施方針等の問合せ先に提出し、電話で着信確認を行うこと。

(ウ)留意事項

市は、質問・意見及びその回答を令和7年（2025年）6月11日（水）までに市のホームページで公開する。質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定であるが、内容は公開することが前提となるため、その点を承知した上で質問・意見を提出すること。なお、電話や窓口等での直接回答は行わない。

イ 実施方針の変更

実施方針についての質問・意見を踏まえ、実施方針の変更を行うことがある。変更を行った場合には、市のホームページにおいて公表する。

ウ 現地確認の取り扱い

実施方針等の内容を確認するため、現地確認を希望する場合は、現地確認日の5日前までに、電子メールにより、現地確認の日時、会社名、住所、代表者、所属、氏名、連絡先（現地確認中の連絡先を含む）、同行者全員の会社名、所属、氏名を8（5）に示す実施方針等の問合せ先に電子メールにて連絡すること。

電子メール送信後、問合せ先に電話で着信確認を行い、市の下承を受けてから現地確認を行うこと。また、代表者は現地確認の終了後に、市に電話で連絡すること。

エ 入札説明書等の公表及び説明会

入札説明書等は、市のホームページで公表するとともに、その内容に係る説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、市のホームページで案内する。

オ 募集に関する応募手続きについて

本事業に参加を希望する者は、参加表明書及び資格審査書類を提出すること。提出方法や時期等の詳細は、入札説明書等で示す。市は、資格審査書類の内容が、本事業への参加資格を満たしているかどうかを審査し、その審査結果について参加表明者に通知する。

カ 提案書の提出

参加資格があると認められた応募者は、入札説明書等に基づき、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書を提出する。提出方法や時期等の詳細は、入札説明書等で示す。

キ 落札者の決定

市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ク 基本協定の締結

市は、落札者と本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

ケ 事業契約書の締結

市は、基本協定の規定に基づき落札者と基本契約を締結する。

市は、基本契約の規定に基づき、設計業務・建設業務・工事監理業務を行う構成企業と設計・建設一括契約を、運營業務・維持管理業務を行う構成企業と管理運営委託契約を、統括管理業務を行う代表企業と統括管理委託契約を締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

(ア) 応募者の構成

応募者は、複数の企業で構成されるグループとする。構成企業の中から代表企業を定め、参加資格の申請及び事業提案に係る手続きは代表企業が行うものとする。

構成企業の数任意とするが、各構成企業は本事業の実施に関して適切な役割を担うこと。ただし、建設業務を行う構成企業は、設計業務と工事監理業務を兼ねることはできないものとする。

(イ) 構成企業等の明示

資格審査書類の提出時に、代表企業・構成企業の企業名並びに役割について明らかにすること。

(ウ) 代表企業の変更

代表企業の変更は認めない。

(エ)構成企業の変更

構成企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認める。

(オ)構成企業の複数応募の禁止

構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者と基本契約を締結後、選定されなかった他の応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援、協力することは可能とする。

(カ)代表企業が行う業務

代表企業は、統括管理業務を行うものとする。

イ 参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑦ 参加表明書及び資格審査書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。

- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑨ 募集に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係において関連のある者。
- ⑩ 本事業に係る発注支援業務の受注者及びその協力者、並びにこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者。
当該受注者及びその協力者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社日本総合研究所
 - ・ ワース・コンサルティング株式会社
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
- ⑪ 審査委員会の委員と資本関係又は人的関係において関連のある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関して、当該委員に接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。
- ⑫ 法人税、法人市民税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

ウ 設計業務を行う構成企業に必要な資格

設計業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の構成企業で実施する場合は、全ての企業が①②のいずれにも該当し、③は少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条 1 項の規定により一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があり、測量・建設コンサルタント部門の「建築コンサルタント」に登録があること。
- ③ 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、25 m以上の屋内温水プール及び延べ面積 4,000 m²以上のスポーツ施設の基本設計業務及び実施設計業務を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

エ 建設業務を行う構成企業に必要な資格

建設業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の構成企業で実施する場合は、全ての企業が①②のいずれにも該当し、③、④及び⑤は少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

- ② 下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点について、それぞれ以下の区分のいずれかを満たすこと。

業種	下関市建設工事競争入札参加者総合評点	
	主たる営業所の所在地が下関市外にある企業	主たる営業所の所在地が下関市内にある企業
土木一式	1,200 点以上	1,000 点以上
建築一式	1,200 点以上	950 点以上
電気	1,200 点以上	950 点以上
管	1,200 点以上	850 点以上
その他の業種	1,200 点以上	800 点以上

- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けた者であること。
- ④ 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、延べ面積 4,000 ㎡以上の官公庁（国、地方公共団体に限る。）が発注した公共施設等の建築一式工事を元請として履行完了した実績を有すること。
- ⑤ 主たる営業所の所在地が下関市内にあること。

オ 工事監理業務を行う構成企業に必要な資格

工事監理業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たさなければならない。

なお、工事監理業務を複数の構成企業で実施する場合は、全ての企業が①及び②のいずれにも該当し、③は少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録があり、測量・建設コンサルタント部門の「建築コンサルタント」に登録があること。
- ③ 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、25 m以上の屋内温水プール及び延べ面積 4,000 ㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

カ 維持管理業務を行う構成企業に必要な資格

維持管理業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たさなければならない。

なお、維持管理業務を複数の構成企業で実施する場合は、①及び②は少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 下関市内に本店・支店又は営業所等を設置していること。

- ② 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について元請として 3 年以上継続した維持管理業務の実績（指定管理者及び業務委託を含む。）を有すること。

キ 運営業務を行う構成企業に必要な資格

運営業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たさなければならない。

なお、運営業務を複数の構成企業で実施する場合は、①及び②は少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ① 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、屋内温水プールを含むスポーツ施設について元請として 3 年以上継続した運営業務の実績（指定管理者及び業務委託を含む）を有すること。
- ② 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する、警備業の認定を有すること。

ク 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、基本契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、基本契約を締結しないこととする。

ケ 地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用

事業者は、可能な限り必要な資機材、飲食物、消耗品等の調達や人材の雇用について、市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮するものとする。

また、下関市内に本社・支社・支店を置く企業が構成企業として本事業に加わるなど、地域経済への配慮を期待している。

（５） 審査及び選定に関する事項

審査及び選定については、以下のとおり実施することを予定しており、詳細は入札説明書等において公表する。

ア 参加資格確認

応募者の参加資格について、（４）応募者の備えるべき参加資格要件に適合していることを確認する。

イ 審査

市は、基礎審査及び価格評価を行う。

審査委員会は、公平性、透明性を確保するため、性能評価及び最終審査を行う。

審査委員会の委員名については、入札説明書等において公表する。

審査内容は、設計、解体、建設・工事監理及び運営・維持管理等の計画の妥当性及び確実性、提案価格等とする。

性能評価は、書類審査のほか、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(6) 結果及び評価の公表方法

ア 落札者の決定及び公表

令和8年（2026年）2月頃に落札者を決定し、市ホームページで公表する。

イ 落札者を決定しない場合

市は、事業者の選定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業を公表するとき及び市が必要と認めたときは、市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

落札者以外の提案については、選定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と公民間のリスク分担の案

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担については、資料1 リスク分担表に示す。詳細については事業契約書で確定する。

(2) 提供されるべきサービス水準

事業者には、事業期間中、市が要求するサービスを提供することが求められる。本施設の性能及び運営・維持管理等に要求するサービス水準は、要求水準書のとおりとする。

(3) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、本事業の遂行に当たって、市と協議及び調整を図りつつ、事業契約書に基づき責任を履行する。

(4) 事業の実施状況の監督

市は、事業者が提供するサービス内容の確認のため、検査を行う。

検査方法、内容等については、入札説明書等に定めるとおりとする。

ア 設計・建設工事段階

市は、事業者が行う設計業務、解体業務及び建設・工事監理業務について、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、業務及び工事が要求水準を満足していない場合、市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。

イ 運営・維持管理段階

市は、事業者が行う運営・維持管理業務について、定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、業務が要求水準を満足していない場合、市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。この場合、事業契約書に基づいてサービス対価の減額措置を行うことがある。

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設等の立地条件及び施設等整備の要件

施設等の立地条件及び整備要件は、下表に示すとおりとする。また、事業予定地については、資料2配置図で示す。

場所	山口県下関市長府扇町4
敷地面積	36,636.00 m ²
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
都市ガス	市道長府扇町1号線に中圧350Aが敷設
上水道	市道長府扇町1号線にDIP250Aが敷設
下水道	未整備地区（浄化槽を設置する）
雨水路	敷地北東と敷地南東の一部のボートレース企業局管理水路に放流。
接道	市道長府扇町1号線（敷地北東側）
埋蔵文化財	対象地区外
本事業前の用途	長府扇町第1運動場（軟式野球場2面、駐車場、屋外便所）
その他	・施設の電気、上水道、ガス、電話、インターネット回線等は新たに確保すること。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

(2) 裁判管轄の指定

事業契約書に関する紛争の管轄については、山口地方裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に対して改善勧告等を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかったときは、市は契約金額の減額及び事業契約を解除することができる。

事業者の代表企業又は構成企業が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合には、市は事業契約書を解除することができる。

契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書に定めるとおりとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難になった場合には、事業者は事業契約を解除することができる。

契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書に定めるとおりとする。

(3) 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と事業者は事業継続の可否について協議する。

一定期間内に協議が調わない場合には、それぞれの相手方へ事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は事業契約を解除することができる。

(4) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めるとおりとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

(3) その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力する。

8 その他事業の実施に関する必要な事項

(1) 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページで行うものとする。

(2) 公正な応募の確保

本事業への応募に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) 入札に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 使用言語、単位及び時刻

参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 実施方針等の問合せ先

下関市ボートレース企業局ボートレース事業課 施設整備グループ

所在地：〒752-8511 下関市長府松小田東町 1 番 1 号

電 話：083-246-1161

F A X：083-246-0225

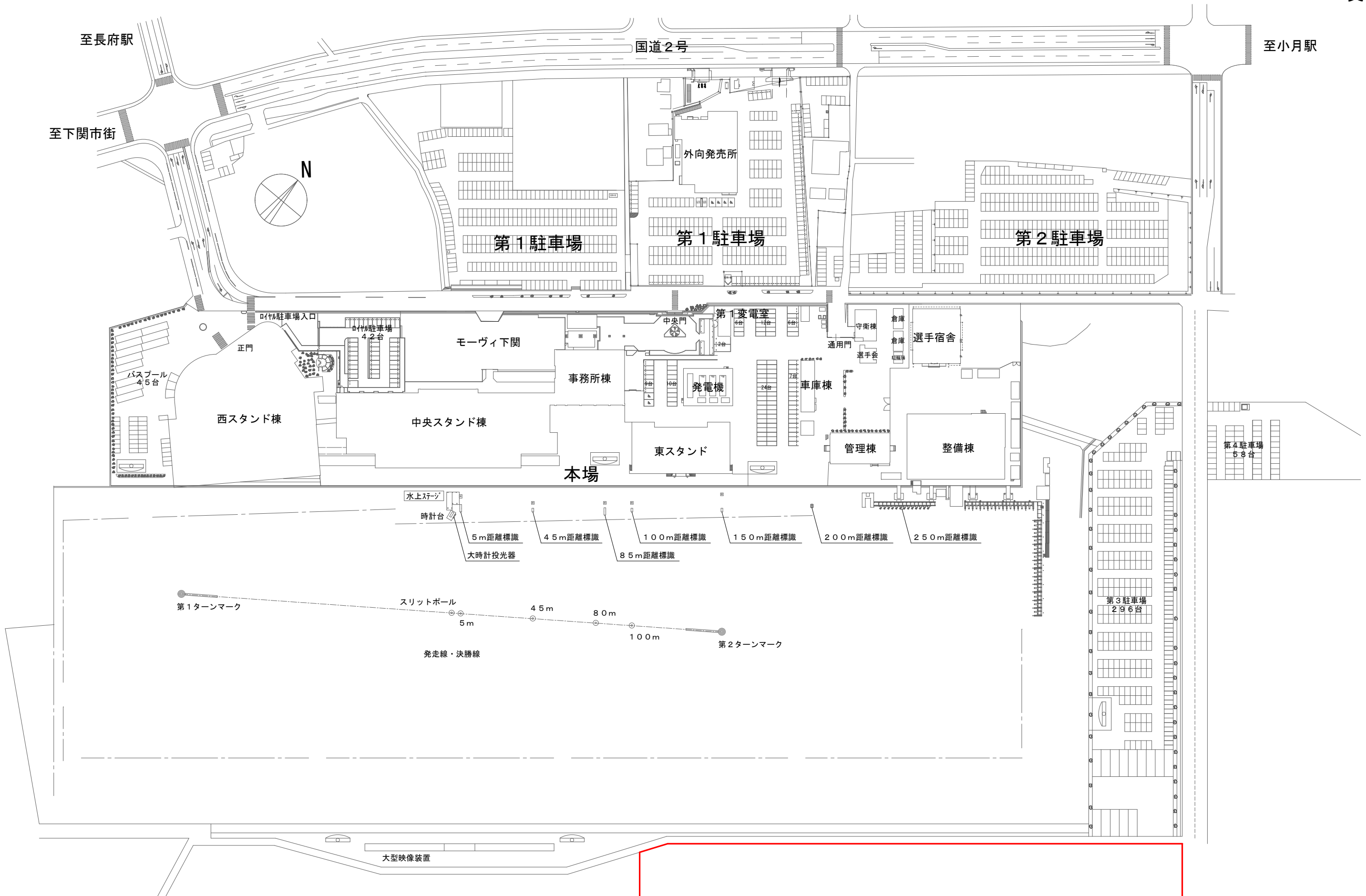
電子メール：ktkanrik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

資料1 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
共通	入札説明書等	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	応募費用	応募費用に関するもの		○
	事業契約書の締結	事業者の事由による事業契約書締結の遅延・中止に関するもの		○
		市の事由による事業契約書締結の遅延・中止に関するもの	○	
	制度関連	政治関連	市の政策の変更による事業契約書締結の遅延・中止等に関するもの	○
	税制度	事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの（自主提案事業に係るものを含む）		○
		上記以外のもの（消費税の変更を含む）	○	
	法制度	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連するもの）	○	
		法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
	許認可	事業者の事由による許認可の遅延		○
		市の事由による許認可の遅延	○	
	社会	住民問題	事業者が行う業務に係る住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○
			本事業の実施自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○
		環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの	○

リスクの種類			リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
共通	社会	第三者賠償	事業者が行う業務に起因する第三者賠償（調査、設計、解体、建設、運営・維持管理の各段階における騒音・振動・光・臭気・地盤沈下等に関するもの）		○
			市の事由による第三者賠償	○	
	不可抗力		戦争・内乱・軍事紛争、感染症、台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）によって生じる追加費用	○	△※
	物価変動	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲内）		○	
		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○		
	債務不履行	事業者による債務不履行（倒産等）に関するもの		○	
		市による債務不履行（支払い遅延・不払い等）に関するもの	○		
	自主提案事業		自主提案事業に関するもの		○

※：設計・建設期間中の統括管理・設計・解体・建設・工事監理業務に係る費用、運営・維持管理期間中の統括管理・運営・維持管理・開業準備業務に係る費用の一定割合までを事業者が負担し、これを超えた額を市が負担。詳細は事業契約書において定める。



下関競走場 配置図

長府扇町第1運動場 (36,636㎡)